

果樹産地に求められる樹園地流動化調整システムの 策定と樹園地評価基準の作成

山本 晃郎・喜井 啓*・坂本 定禧

The Establishment of Better Management System for Renting and Leasing Orchards Required in Fruit
Producing Areas and of Criterion of the Orchards

Akirou Yamamoto, Akira Kii* and Sadatomi Sakamoto

緒 言

岡山県における果樹生産は、担い手の減少や高齢化によって栽培面積が減少しており、この状況が続けば生産組織の運営や販売活動など産地機能の維持が困難になるだけでなく、地域によっては産地の消滅すら懸念される状況にある。また、これに伴って生産に利用されなくなった樹園地（以下、遊休樹園地と称す）が産地内に増加している。しかし、2000年度末の樹園地流動化実績（岡山県農林水産部農業経営課、2001）をみると、貸借されることで耕作放棄が回避された遊休樹園地は面積で58.7ha、率でわずかに1.6%にとどまっている。そのため、多くの遊休樹園地は、次の担い手に引き継がれることなく耕作放棄から廃園に向かっていると考えらる。

こうしたなかで山本（2002）は、樹園地の貸借（以下、流動化と称す）が進まない要因として、借り手としての担い手不足と遊休樹園地の不良化、流動化に向けた仲介機能の弱さと貸借当事者の契約上の心理的不安の存在にあることを、またその対策として担い手確保への取り組み強化、樹園地の生産環境条件の整備促進、遊休樹園地発生情報の早期把握、遊休樹園地の流動化を円滑に進めるための仕組みづくり（以下、流動化調整システムの形成と称す）、客観的な樹園地評価基準の作成が必要になっていることを明らかにした。

そこで、本稿では、山本（2002）で明らかにした樹園

地流動化対策のうち、最も重要となる流動化調整システムを具体的に策定する。また、樹園地地代の設定に必要なとなる樹園地評価基準について、これまでにミカン園（黒瀬、1998）や茶園（中澤、1994）で報告されているが、本県の主要果樹であるモモ、露地ブドウ及びナシ（以下、主要果樹と略す）園についての評価基準がないことから、本県の実情に即した評価基準を作成する。

本研究を実施するに当たり、評価基準の作成過程で貴重なご助言をいただいた岡山県農業総合センター農業試験場果樹研究室及び同センター総合調整部技術普及課の職員、また意見照会にご協力いただいた県下の農業協同組合（以下、農協と略す）営農指導員並びに農業改良普及センター（以下、普及センターと略す）職員の各位に厚く御礼申し上げる。

調査方法

樹園地流動化調整システムの策定に当たっては、樹園地の流動化に積極的に取り組む3か所の果樹産地（山梨県御坂町、島根県いずも農協、鳥取県東伯町農協）への聞き取り調査を2000年12月に実施し、取組みに対する考え方や流動化調整システムの内容、運営上の関係機関の役割分担などを把握した。

次に、樹園地評価基準の作成は、県下の果樹生産指導に携わる農協営農指導員に加えて、果樹担当の農業改良普及員と専門技術員、農業試験場果樹関係の研究職員な

*現岡山県農業総合センター岡山農業改良普及センター
2002年5月13日受理

ど合計116人（以下、意見照会者と称す）を対象に、1999年10月と2000年7月に郵送及び面接による意見照会に基づいて行った。

結果及び考察

1. 果樹産地に求められる樹園地流動化調整システムの策定

(1) 先進産地にみる樹園地流動化への取り組み

担い手の高齢化と産地規模の縮小に伴う遊休樹園地の増加に対しては、その有効活用に向けた流動化対策が全国的に模索されている。こうしたなかで、先進的に流動化に取り組んでいる産地の活動状況をみると、次のとおりであった。

1) 山梨県御坂町の取り組み

御坂町は、農地の95%を樹園地が占める山梨県で有数の果樹産地である。しかし、過去20年間で栽培面積は約100ha減少し、これに伴い耕作放棄園が増加した。こうしたなかで、農業委員会の仲介による遊休樹園地の流動化に対して、借り手に奨励金を支給する農地流動化奨励補助金制度を町が1998年に事業化した（御坂町、1999）。

本事業のねらいは、奨励補助金によって借り手の借地意欲を促して遊休樹園地の流動化を図ること、及び貸借を個別相対から公的制度に変更させることで貸し手の契約上の心理的不安を解消することにある。また、本事業の特徴は、借り手の性格及び樹園地の状態に基づいて支給金額を変えていることにある。つまり、10a当たり3万円を支給基準に、借り手が認定農業者の場合には2万円を上乗せ、また1年以上管理されていない耕作放棄園を借りる場合は3万円を上乗せする内容であり、認定農業者が耕作放棄園を借地すると合計8万円が支給されるものである。こうした格差を設ける理由は、耕作放棄園の解消には生産意欲の高い認定農業者を借り手の中心に位置付ける必要があるとの考えからである。事実、本事業により2年間で120件、約18haの遊休樹園地が認定農業者を中心とする借り手へ流動化し、このうち約10%は耕作放棄園の果樹園への再生になっていた。

また、当町では、遊休樹園地の流動化に対して農業委員会による樹園地標準小作料の設定と遊休樹園地の早期発見、樹園地利用実態や農家意向の調査、耕作放棄園の所有者に対する除草や樹体の伐採などを内容とする樹園地適正管理助言などが精力的に行われていた。さらに、遊休樹園地の一層の早期発見に努めるため、今後は耕作台帳の電子データベース化と地図情報化を計画していた。一方、農協や普及センターは販売活動や栽培技術指導に専念するほか、果樹農家の労働支援づくりを担当し

ていた。

2) 島根県いずも農協の取り組み

出雲地域は、島根県のブドウ生産額の約60%を占める産地であるが、出荷量は1983年をピークに減少に転じ、過去10年間で生産者数、栽培面積ともに23%減少した。こうしたなか、1999年に当地域は「出雲ブドウ再生プラン」を策定した（出雲ぶどう産地再生プロジェクト会議、1999）。本プランは4つの柱からなり、1つは「儲けるブドウ栽培」の推進、2つは省力化に向けた高規格ハウスによるブドウ団地づくり、3つは樹園地の流動化促進と労働支援の仕組みづくり、4つは農協での一元的な産地情報管理システムの構築である。

第3の柱である樹園地流動化の仕組みは、農地保有合理化法人（以下、合理化法人と略す）として農協を窓口、貸し手が農協に遊休樹園地を貸し付け、農協が改めて借り手に貸し付ける内容である。また、これに対する県の助成処置として、貸借期間が5年以上の場合に借り手に小作料の1/2助成が、さらに農協が樹園地の中間保有の段階や借り手が借地後にハウスなどの修繕・更新、改植など樹園地を整備する場合に必要な経費の1/3～1/2助成が、それぞれ準備されている。こうした一連の仕組みと県による助成処置は、借り手の経済的負担を総合的に軽減することで彼らの規模拡大意欲や改植意欲に弾みをつけさせるほか、取り組み主体を農協にすることで農協の樹園地流動化への取り組みを促すこと、及び貸し手の契約上の心理的不安を解消することにねらいがある。事実、いずも農協は、本取り組みのために合理化法人の資格を取得し、1999年には3.1haの遊休樹園地を流動化させていた。これに対して普及センターは、事前の農家意向の把握や樹園地の利用実態調査、座談会による本仕組みの啓発などで協力していた。

また、いずも農協では、このほかに果樹農家の労働支援のための農作業無料職業紹介所を開設し、労働力の仲介斡旋を行うほか、今後は農地と農家意向、生産物の出荷情報などを一元的に管理する産地情報管理の体制づくりを検討していた。

3) 鳥取県東伯町農協の取り組み

東伯町は「二十世紀」ナシの生産が盛んである。しかし、農家の高齢化に加えて樹体の老木化と黒斑病の多発により果樹園の放棄が増加し、農協が把握している遊休樹園地は約100haに達していた。こうしたなかで、ナシの生産者部会からの要請により農協が2000年度に事業化したのが以下の仕組みであった（東伯町農業協同組合、2000）。

仕組みは、合理化法人としての農協が新規に樹園地を

造成したり遊休樹園地を借り受けた後に再造成し、黒斑病に強い‘ゴールド二十世紀’ナシを植栽し、その後に希望農家や新規就農者に貸し付けるもので、場合によっては成園になるまで管理するものである。また、管理に必要となる労働力については、ナシ生産を中止した農家を農協が雇って確保することになっているが、さらに彼らを労働力を必要とするナシ農家への労働支援者としても位置付けていく計画にしている。

このように農協が樹園地流動化対策の前面にでるのは、黒斑病に耐病性のある‘ゴールド二十世紀’ナシへの改植が農家の生産意欲の向上と新規に取り組もうとする者への動機付けに役立つこと、しかし初期投資に対する経済的負担や改植後の育成期間中の所得減少を理由に借り手が借地に躊躇するため、これらの負担を農協が担わなければ廃園化と産地縮小に歯止めがかからないとの判断からである。ただ、運営の窓口となる農協の経済的負担も大きくなることから、県の新規事業化による予算措置と町による補助率の上乗せが行われている。なお、本取組みは始まったばかりであるが、農協が既に新規造成地への‘ゴールド二十世紀’ナシの植栽を済ませ、数名の農家がこの樹園地を借地する意向であった。また、仕組みづくりに対して普及センターは、ナシ園の早期成園化技術の実証や仕組みの啓発、農家の意向把握の実施、インターネットによる新規就農者募集の面で協力していた。

さらに、農協では、属地情報と属人情報がリンク可能なパソコンによる農地の地図情報化システムを完成させており、これを活用して今後は毎年農家の意向を把握することで遊休樹園地を早期に発見し、流動化を促進していく計画であった。

(2) 求められる樹園地流動化調整システムと役割分担

前項の先進的に取り組む産地の状況から、次の4点の共通事項が認められた。1つは、関係機関が産地衰退と遊休樹園地の増加に対する強い危機感をもっていたこと、2つは取組みに当たって樹園地の実態調査や生産者の意向把握が周到に実施されていたことである。また、3つは、樹園地流動化への取組みと同時に労働支援や情報管理の充実など、産地再編への多面的な取組みが進められていたこと、4つにこれらの取組みは関係機関が役割を分担し、かつ主体的に対応が進められていたことである。

したがって、産地に樹園地流動化調整システムを形成していく場合には、第1に関係者が産地の実態を正しく把握かつ共有すること、第2に関係機関は総合的に対応策を協議したうえで分担体制をとり、それぞれが担当部

分を主体的に担っていくことで合意できていることが前提になると考えられる。このような考えを基本に策定したのが、図1に示す流動化調整システムである。

本システムは、合理化法人が中間保有機能を活かして遊休樹園地を一度借り上げるか買い上げ、借り手が円滑に果樹生産を行えるようにある程度まで整備水準を高めた後に貸し付けるか売り渡すものであり、東伯町農協の仕組みと基本的に同じである。したがって、システムの担い手は合理化法人の資格をもつことができる組織となり、本県の場合は農協や第3セクターである農業公社が望まれる。また、こうした組織は半公的機関であり、仲介機関となることで貸し手や借り手の貸借契約に伴う不安解消にも役立つと考えられる。

ただ、東伯町農協の場合、‘二十世紀’ナシから‘ゴールド二十世紀’ナシへの改植が基本にあり、樹園地は全面的な更新を原則にしていた。これに対して、本県は全面的な改植の必要性は低く、むしろ構築物の部分改修など樹園地の状況に応じて柔軟に対応する方が現実的と考えられる。そのため、ここで策定した本システムは、いずれも農協の仕組みにあった付帯施設の修理・更新業務を担わせた点が東伯町農協のシステムと異なる。つまり、遊休樹園地には、①直前まで生産管理され、そのままの状態に貸借が可能な園、②樹体はそのまま利用できるが、棚等の付帯施設の補修が必要な園、③既に放棄され、樹体の伐採や伐根によって更地化を要する園、④老木化又は消費ニーズに合致しない品種が植栽されており、改植が必要な園など様々である。そして、②～④の園については、本来ならば借地後に借り手が行う整備を合理化法人が事前にある程度水準にまで行うことで、借地後直ちに借り手が果樹生産を開始できるようにしておく点に特徴がある。こうすることで、借り手の借地意欲は一層高まると考えられる。

しかし、合理化法人だけでは本システムは運営できない。先の事例でもみられたように関係機関の全面的な協力が不可欠である。そこで、システムを運営していくための関係機関の分担を示すと、表1のとおりである。

まず、合理化法人が中間保有の段階で要する経費を借り手に全額負担させることは、借り手の借地意欲の減退を招く恐れが大きい。そのため、負担軽減への支援が行政に求められ、いずれも農協や東伯町農協で行われていたように既存事業の活用に加えて補助率の上乗せ、補完メニュー事業の創設が準備される必要がある。また、樹園地貸借への動機付けの点からは、御坂町の取組みにみられた借り手への流動化奨励補助金の支給が有効な手段になるが、併せて樹園地を貸したがない貸し手への支給

も望まれる。

一方、農業委員会は、本来業務である小作料基準の設定や樹園地の実態把握・監視、及び一筆ごとの評価による樹園地台帳の整備のほかに、荒廃しそうな遊休樹園地の早期発見と借り手の掘り起こし活動を強化することで

ある。これに対して普及センターは、原則的には技術指導や担い手確保の面から産地を支援することになるが、農家の営農意向の把握やシステムの啓発などの面で積極的に関与し、システムの円滑な運営に協力していく必要があると考えられる。

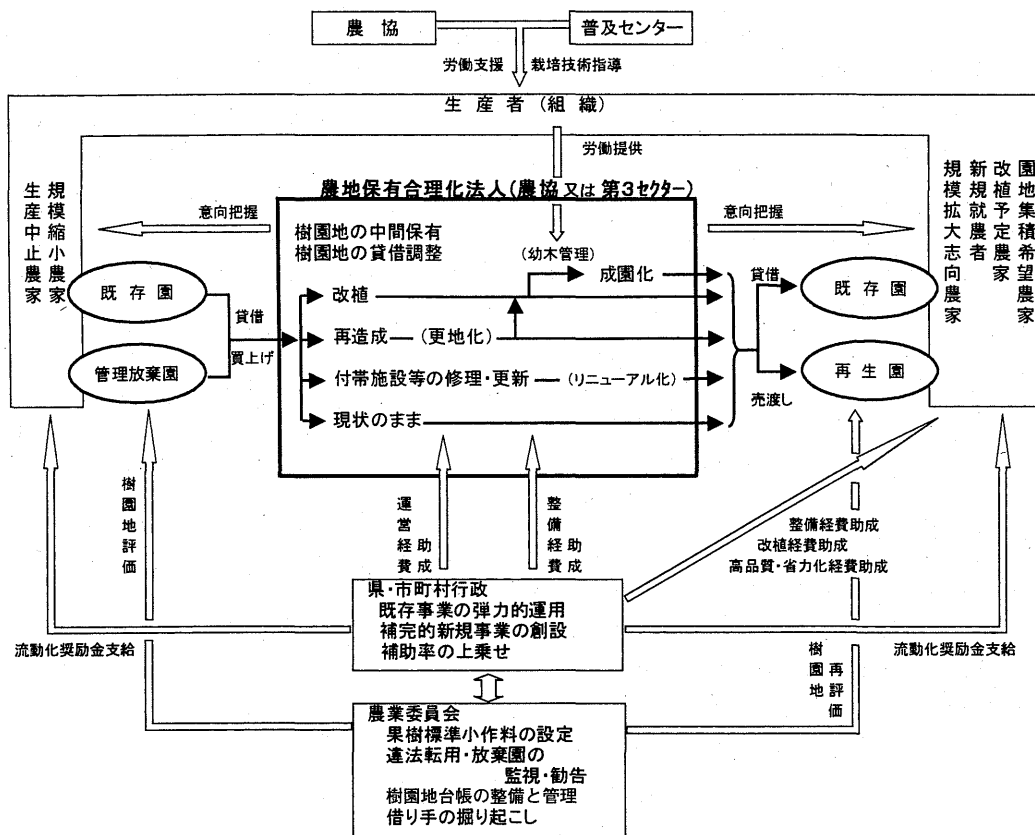


図1 岡山県に求められる樹園地流動化調整システム^{a)}

a) 図中の → は樹園地のフローを、また ⇨ は支援行為のフローを示す

表1 樹園地流動化調整システム運営のための主な役割分担^{a)}

項目	農協 (第3セクター)	普及	行政	農業委員会	生産者 (組織)
①樹園地中間保有(農地保有合理化法人資格)	◎				
②システム運営	◎	○	○	○	○
③システム運営経費の負担	○		◎		◎
④システム利用の啓蒙推進	◎	○	○	◎	◎
⑤樹園地利用実態の把握・監視	○	○		◎	◎
⑥樹園地台帳の整備・管理	○			◎	○
⑦借り手の掘り起こし・確保	◎	◎	○	◎	◎
⑧農家意向の把握	◎	◎	○	○	◎
⑨栽培技術の指導	(◎)	(◎)			(○)
⑩労働力の調整・斡旋	(◎)	(○)	(○)		(◎)

a) ◎は主体的に、○は補助的に関わることを示す。なお、⑨及び⑩は樹園地流動化調整システムの運営には直接的に関わりをもたないが、樹園地荒廃化防止のためには必要となるために()で表示している。

2. 樹園地評価基準の作成

(1) 樹園地評価表の作成と基準値の決定

農地の貸借に関して、その地代基準となるものに農業委員会の定める標準小作料がある。本県では、すべての農業委員会で水田については「地域」別や「上田、中田、下田」別などにより金額が設定されている。しかし、樹園地の標準小作料を設定している農業委員会はなく、農業委員会が必要を認めて独自に設定する参考小作料として、賀陽町が町内一円のブドウ園を対象に10a当たり35,000円、備中町が同様に27,000円と定めているだけである。

このように、本県の農業委員会で樹園地小作料の設定が遅れている背景には、①樹園地の貸借仲介の件数が水田のそれに比べて圧倒的に少ないこと、②その結果として小作料設定の必要性に対する関係者の意識が低いこと、③水田一筆ごとの生産条件格差に比べて樹園地のそれは大きく、また水田の貸借が裸地状態であるのに対して樹園地は樹体との一体的な貸借となり、小作料の設定が難しいことなどがあると考えられる。しかし、今後とも遊休樹園地の増加が懸念される状況にあって、農業委員会は樹園地台帳の整備と樹園地小作料の設定を行う必要性は高まっており、そのための評価基準の作成が求められていると考えられる。

そこで、小作料を設定する際に必要となる樹園地の評価基準を、主要果樹を対象に次の手順で作成した。

まず、評価表を作成した。具体的には、樹園地のおかれている条件を生産条件と樹体条件に大別し、さらに生産条件を与件的条件である自然条件、及び人為的行為で一定の改善が可能な土壤条件と作業条件に分解し、樹園地を構成要素別に評価できるように整理した。そして、各条件を構成する評価内容を自然条件で4項目、土壤条件で2項目、作業条件で7項目、樹体条件で4項目、合計17項目設定するとともに、それぞれの項目に対して認定される樹園地の状態を設けることで、多様な条件下にある県下の樹園地の評価に対応できるようにした。

次に、評価基準値を決定した。最初に評価項目ごとの基準値は、樹園地の貸借に際して重要になると考える項目を、先に設定した17項目のなかから順に10以内で意見照会者に選択してもらい、その回答を配点法（1位10点、2位9点・・・9位2点、10位1点）によってウェイト付け、その後17項目のウェイト合計が100点になるよう調整した。一方、樹園地の状態別ウェイトは、最も望ましい状態にある樹園地を10点とした場合、それ以外の状態におかれる樹園地が果樹生産上どの程度の価値をもつかを数値で記入してもらい、その回答を単純平均した後に指数

化によって決定した。

以上の手順によって作成したのが図2の評価基準である。そして、この評価基準を利用して、最も優れる樹園地を100点評価とした。つまり、17の評価項目それぞれについて、項目ごとの基準値に評価を行う樹園地の状態別ウェイトを乗算し、その合計値をもって評価点数とした。

以上により、多様な条件下にあり、かつ評価が難しい樹園地を、客観的かつ単純な点数として評価することが可能である。なお、本評価基準は県下全域の樹園地を対象とした基準であり、各産地がもつ個別事情は考慮していない。しかし、そうした場合でも、同様の手順を踏むことで地域版の評価基準の作成も可能である。

(2) 樹園地評価支援ツールの開発

前項で主要果樹にかかる樹園地の評価基準を作成したが、評価点数を算出する際に計算が必要になる。そこで、誰にでも容易に、かつ短時間に評価できることを目的に、パソコンによる樹園地評価支援ツール（以下、ツールと略す）を開発した。ツールの特徴は次のとおりである。

評価は、点数だけによる表示と樹園地地代の目安となる小作料併用表示の2通りを可能とした。また、ツールの構成は、図3に示すように①評価を行う樹園地の属性入力、②評価項目（共通13項目、作目別4項目）ごとの樹園地状態の入力、③小作料を併用表示する場合に利用する貸借条件の設定・入力、並びに④評価結果の表示・印刷・一覧表への登録の4場面とした。

使用するパソコンソフトは、Microsoft社のExcel95であり、使いやすさを考慮し、VBA（Visual Basic for Applications）を用いて対話形式で操作が進められるようにした。操作は、図4に例示するように樹園地の属性である所在地と所有者、面積、並びに小作料併用表示の場合の金額のみキーボードから入力する必要があるが、他はすべて質問に対して該当欄をクリックするだけで済むようにした。

また、評価結果は、図5に示すとおり総合評価としての合計点数と17の評価項目ごとの点数を一覧に表示させることで、樹園地の特徴が一目でわかるようにした。さらに、小作料併用表示の場合は10a当たり及び当該園の面積当たり目安金額を表示させ、一覧表への登録も可能とした。

この結果、本ツールを利用すれば、短時間に樹園地一筆ごとの評価が可能である。また、実際の貸借場面では、点数表示のために貸借双方の思惑や主観が排除され、貸借の合意形成が行いやすくなることから、農業委員会や農協などでの貸借斡旋に利用できると考えられる。

項目別基準値	樹園地状態別ウェイト
樹園地評価項目	
生産条件	
自然条件	
方角 (2.64)	南東～南西(1.00) 南東～北東(0.81) 南西～北西(0.65) 北東～北西(0.43)
傾斜度 (7.51)	平坦(1.00) 8度未満(0.90) 15度未満(0.56) 15度以上(0.28)
日照条件 (5.78)	良好(1.00) 普通(0.75) 不良(0.26)
霜・風害発生程度 (2.54)	なし(1.00) 低い(0.79) 高い(0.36)
土壌条件	
排水性 (5.58)	良好(1.00) 普通(0.81) 不良(0.31)
土性 (4.06)	~ 砂壤土(1.00) 壤土(0.89) 埴壤土(0.61) ~ 砂壤土(0.78) 壤土(1.00) 埴壤土(0.78) ~ 砂壤土(0.74) 壤土(1.00) 埴壤土(0.89)
作業条件	
園地の大きさ (8.52)	5 a 未満(0.46) 5～10 a (0.76) 10 a 以上(1.00)
園地の形状 (4.36)	概ね四角形(1.00) 四角形以外の不整形(0.64)
用水の利便性 (6.49)	畑灌施設あり(1.00) 畑灌施設以外の水源あり(0.83) 水源なし(0.32)
灌水装置の設置状況 (7.00)	あり(1.00) なし(0.58)
農道条件 (12.07)	幅員2m以上農道あり(1.00) 幅員2m未満農道あり(0.56) 農道なし(0.17)
園内での機械走行条件 (4.66)	S S の走行可能(1.00) 運搬車程度の走行可能(0.71) 機械の走行不可能(0.25)
付帯施設の整備状況 (4.66)	~ 防風施設があつて継続使用可能(1.00) 防風施設はあるが、補修が必要(0.73) 防風施設なし(0.44) ~ ハウス栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設あり(1.00) ハウス栽培園で、棚の補修が必要、防風施設あり(0.76) ハウス栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設なし(0.75) ハウス栽培園で、棚の補修が必要、防風施設なし(0.49) トンネル栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設あり(0.88) トンネル栽培園で、棚の補修が必要、防風施設あり(0.65) トンネル栽培園で、棚の継続使用可能、防風施設なし(0.65) トンネル栽培園で、棚の補修が必要、防風施設なし(0.39) ~ 棚・防風施設があつて継続使用可能(1.00) 棚・防風施設があるが、補修が必要(0.73) 防風施設はないが、棚は継続使用可能(0.64) 防風施設がなく、棚の補修が必要(0.35)
樹体条件	
品種 (9.63)	~ 清水白桃、白麗が主体(1.00) 白鳳系品種が主体(0.85) 白桃、その他白桃系品種が主体(0.77) 以上の品種以外が主体(0.57) ~ ピオーネが主体(1.00) ピオーネ以外の大粒系品種が主体(0.80) 大粒系以外の品種が主体(0.57) ~ 新高、愛宕が主体(1.00) 新高、愛宕以外の日本ナシが主体(0.77) 日本ナシ以外の品種が主体(0.53)
樹齢 (6.69)	~ 4年生以下の樹が主体(0.92) 5～9年生の樹が主体(1.00) 10～15年生の樹が主体(0.69) 16年生以上の樹が主体(0.35) ~ 4年生以下の樹が主体(0.92) 5～9年生の樹が主体(1.00) 10～15年生の樹が主体(0.73) 16年生以上の樹が主体(0.42) ~ 9年生以下の樹が主体(0.95) 10～19年生の樹が主体(1.00) 20年生以上の樹が主体(0.62)
前年の収量・品質水準 (3.55)	近隣園より良い(1.00) 近隣園と同程度(0.88) 近隣園に劣る(0.57)
園地の放任期間 (4.26)	なし(1.00) あり(0.35)

図2 岡山県におけるモモ園、露地ブドウ園、ナシ園の評価基準

(注) 図中の () 内の値は、太字が評価項目の基準値、斜体文字が状態別のウェイトである。なお、基準値とウェイトの決定は、1999年10月と2000年7月に県下の農協営農指導員等果樹生産指導に携わる専門家 116人への意見照会に基づく。

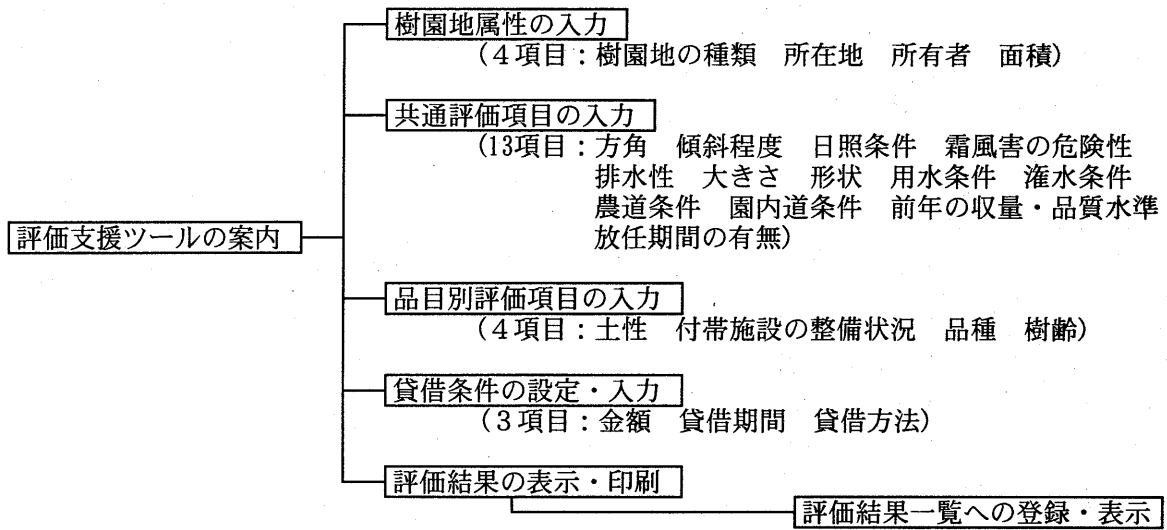
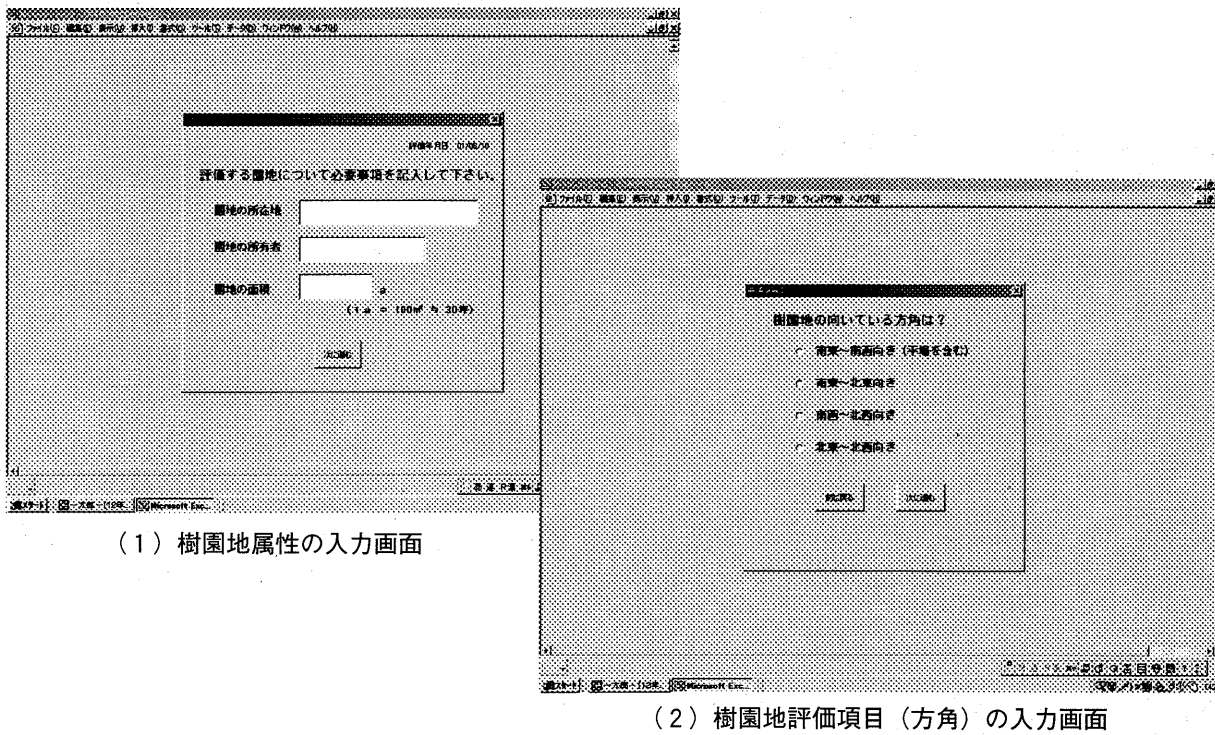


図3 樹園地評価支援ツールの構成内容



(1) 樹園地属性の入力画面

(2) 樹園地評価項目（方角）の入力画面

図4 樹園地評価支援ツール画面の一例

評価年月日:			
園地の種類 ブドウ園			
園地場所 赤磐郡山陽町神田沖			
所有者 岡山太郎			
面積 46.50 a			
評価結果一覧			
項目	評価点	(満点)	備考
生産条件			
1. 自然条件			
(1) 方角	2.64	(2.64)	南東～南西向き(平場を含む)
(2) 傾斜程度	6.76	(7.51)	傾斜8度未満
(3) 日照条件	5.78	(5.78)	良好
(4) 霜風害の危険性	2.01	(2.54)	低い
2. 土壌条件			
(1) 排水性	4.52	(5.58)	普通
(2) 土性	4.06	(4.06)	壤土
3. 作業条件			
(1) 大きさ	8.52	(8.52)	10a以上
(2) 形状	4.36	(4.36)	四角形
(3) 用水の確保状況	6.49	(6.49)	畑灌施設あり
(4) 灌水装置の設置状況	4.06	(7.00)	灌水装置なし
(5) 園地までの農道条件	12.07	(12.07)	幅員2m以上農道あり
(6) 園内道の整備状況	3.31	(4.66)	運搬車走行可能
(7) 付帯施設の整備状況	3.03	(4.66)	トンネル栽培園で、棚の補修が必要、防風施設あり
樹体条件			
(1) 品種	9.63	(9.63)	ピオーネが主体
(2) 樹齢	4.88	(6.69)	10～15年生の樹が主体
(3) 前年の収量・品質水準	3.12	(3.55)	近隣園と同程度
(4) 放任期間の有無	4.26	(4.26)	なし
総合評価:		89.50	(100.00)
【解説】			
最も条件のよい樹園地の料金を次のように設定しています。			
10a当たり 40,000円			
この場合			
10a当たり料金目安及び当該樹園地の料金の目安は次のとおりです。			
10a当たり料金目安 35,800円			
当該樹園地の料金目安 166,470円			
また			
貸借期間と貸借方法を考慮すると料金の目安は次のとおりです。			
貸借期間: 10年以上			
貸借方法: 農用地利用増進法による			
10a当たり料金目安 35,800円			
当該樹園地の料金目安 166,470円			

図5 樹園地評価支援ツールによる評価結果の表示例

摘 要

果樹生産に利用されなくなった遊休樹園地の多くが耕作放棄から廃園に向かっているなかで、樹園地の流動化に対して先進的な取組みを行っている他県の事例を調査し、岡山県に求められる樹園地流動化調整システムを策定した。さらに、モモ、露地ブドウ及びナシにかかる樹園地評価基準を作成するとともに、これを利用するためのパソコンによる支援ツールを開発した。

1. 岡山県の果樹産地に求められる樹園地流動化調整システムは、農地保有合理化法人が中間保有機能を活か

して遊休樹園地を一度借り上げるか買い上げ、その後に借り手が円滑に果樹生産を行えるように一定程度に整備水準を高めた後に貸し付けるか売り渡すという仕組みであり、その担い手は農業協同組合や第3セクターである農業公社が望まれる。

2. 本システムを形成・運営していくためには、関係機関の取組みに対する合意と協力が必要である。つまり、行政には運営に対する経費負担の軽減支援が、農業委員会には小作料基準の設定や、樹園地の実態把握と樹園地台帳の整備による遊休樹園地の早期発見、借り手の掘り起こし活動が、農業改良普及センターには栽培

技術指導や担い手確保の支援に加えて、本システムの啓発や農家の意向把握などの面からのシステム運営への協力が、それぞれ必要である。

3. 樹園地の標準小作料の設定に必要な樹園地の評価基準を作成した。本基準は、樹園地のおかれた条件を自然、土壌、作業、樹体の4条件に分解し、それぞれの条件に2～7、合計17の評価項目を設定するとともに、各評価項目ごとに認定される樹園地状態を設けることで、多様な樹園地の評価に対応できるようになっている。また、最も優れる樹園地を100点として評価することにしたため、樹園地の評価が客観的かつ単純な点数として表すことが可能である。
4. 作成した樹園地評価基準の利用上の便宜を図る目的で、パソコンによる評価支援ツールを開発した。本ツールの特徴は、対話形式による進行と質問に対して該当欄をクリックするだけの操作で済むようにしたことであり、これにより容易に、かつ短時間で樹園地評価が可能である。

引用文献

- 出雲ぶどう産地再生プロジェクト会議（1999）平成10年度農業・農村対策アクションプログラム推進資料「出雲ぶどう再生プラン1999；21世紀の40億円特産を目指して」。
- 黒瀬一吉（1998）過剰下におけるミカン作経営の発展方式に関する研究。農林水産省農業研究センター総合農業研究叢書，14：122－133。
- 御坂町（1999）御坂町農地流動化奨励補助金交付要綱。
- 中澤久志（1994）茶園流動化システムの策定：茶園整備促進システム開発調査報告書（平成4～5年度調査）。全国農業構造改善協会：119－160。
- 岡山県農林水産部農業経営課（2001）農業経営基盤強化促進事業実績報告。
- 東伯町農業協同組合（2000）組合資料「梨産地復興のための就農促進・果樹園保育事業について」。
- 山本晃郎（2002）岡山県における遊休樹園地の実態と貸借停滞の要因。岡山農試研報，20：51－56。